

デマンドレスポンス（DR）サービス利用要綱

1 目的

この「デマンドレスポンス（DR）サービス利用要綱」（以下、「本要綱」といいます。）は、セントラル石油瓦斯株式会社（以下、「当社」といいます。）が、デマンドレスポンスサービス「ぼれぼれ節電プログラム」（以下、「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。

国の行う電気利用効率化促進事業の利用規約は別紙 2 で定めるものといたします。

2 契約条件

当社と電気需給契約（以下、「原契約」といいます。）を契約しているお客さま（供給電圧が、特別低圧の場合に限ります。）で、本要綱の適用について当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

3 契約期間

契約期間は、本要綱にもとづく契約開始日から、原契約終了の日までとし、以後、原契約に準じます。

4 DR 割引

（1）お客さまが当社の依頼に応じて DR を実施していただいた場合、原契約によって電気料金として算定された金額から、以下の算定式によって算定された金額を差し引きます。

$$\text{（算定式） DR 割引額} = \text{DR 報酬単価} \times \text{DR 量}$$

（2）DR 報酬単価は、当社からの依頼の都度、設定します。

（3）DR 割引額は、DR 実施ごとに算定し、月ごとに確定します。

（4）DR 割引は、原則として、次のとおり実施いたします。

DR 実施月	割引対象電気料金
4～6 月	7 月分電気料金
7～9 月	10 月分電気料金
10～12 月	1 月分電気料金
1～3 月	4 月分電気料金

ただし DR 実施月 2022 年 12 月から 2023 年 3 月分の割引は 2023 年 4 月分の電気料金より実施いたします。

5 DR 量の算定

当社は、以下に定める方法で DR 量を算定いたします。ただし、当社が事前に別途通知する場合は、この限りではありません。

- ① 直近数日の「平均使用量（ベースライン）」を算定、②平均使用量の当日調整を行い「ベースライン（当日調整後）」を計算、③「ベースライン（当日調整後）」と「当日の使用量」を比較し実績（貢献量）を算定。
- ② 直近数日の「平均使用量（ベースライン）」を算定
DR 実施日が平日の場合：直近の平日（アクション対象日は含まない）の5日間のうち、対象時間帯の使用電力量の多い4日の平均値を算定。
DR 実施日が土日祝の場合：直近の土日祝（アクション対象日は含まない）の3日間のうち、対象時間帯の使用電力量の多い2日の平均値を算定。
※節電依頼の場合、DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近過去日のDR 実施時間帯における需要量の総平均値の25%未満の場合は当該日を選定日から除く。
- ③ 平均使用量の当日調整を行い「ベースライン（当日調整後）」を計算
DR 実施時間帯開始時刻のX時間前（X=DR 継続時間）から0時間前までの使用量も同様に「当日」と「直近数日平均」で比較し、その差を用いてベースラインの当日調整を実施。

【参考（例）】
2時間 DR を実施する場合：DR 実施時間帯開始時刻の2時間前から0時間前までの使用量について「当日」と「直近数日平均」で比較
3時間 DR を実施する場合：DR 実施時間帯開始時刻の3時間前から0時間前までの使用量について「当日」と「直近数日平均」で比較
- ④ 「ベースライン（当日調整後）」と「当日の使用量」を比較し実績（貢献量）を算定
「ベースライン（当日調整後）」と「当日の使用量」の差分を計算。
※節電依頼の場合、減少分が実績（貢献量）となる（増加した場合は0Whと表示）。

6 本要綱の変更

- (1) 当社は、必要に応じて、民法548条の4にもとづき、本要綱を変更する場合があります。
- (2) (1)の場合、当社は、電磁的方法（WEBサイトに掲載する方法、お客さまに電子メールを送信する方法等をいいます。）その他当社が適切と認める方法により、変更の日および変更の内容をお客さまにお知らせします。この場合、変更後の要綱の内容のうち変更の内容以外についてはお知らせを省略することがあります。なお、変更により生じたお客さまの損害については、当社は一切責任を負いません。
- (3) (1)の場合、契約期間の途中であっても、契約条件は(2)のお知らせに定める日から変更後の要綱によるものとします。

7 解約等

- (1) お客さまが、本契約の解約を希望される場合、当社が指定する方法により解約の手続を行うものとしします。
- (2) 当社は、3ヶ月前までに専用 WEB サイト上で告知したうえで、本サービスの一部または全部の提供を終了する場合があります。本サービスの全部の提供を終了する場合、当社とお客さまとの契約も終了するものとしします。

8 免責

次の各号の事項については、その理由を問わず、当社はお客さまに対して一切の責任を負わないものとしします。

- ①本サービスを利用することにより、または利用できなかったことにより発生した損害・不利益
- ②本サービスの利用に伴う電気機器の使用（設定温度の制御や稼働時間の変更等）により生じた損害・不利益
- ③本サービスの利用に伴う電気機器の使用・稼働時間変更による当該月の電気料金の上昇や売電量の減少による損害・不利益
- ④通信回線・コンピュータシステム等の障害および電気機器の故障による本サービスの中断・遅滞・中止・データの消失、データ不正アクセス等により発生した損害・不利益
- ⑤第三者の使用により発生した損害・不利益
- ⑥本契約の解約、お客さまの故意または過失による本サービスの停止に伴う DR 割引額の消滅

8 その他

本サービスの利用に伴うその他の条件は別紙のとおりとしします。

9 協議

本要綱に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、お客さまおよび当社は誠意をもって協議し、解決するものとしします。

10 準拠法・裁判管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本サービスまたは本契約に関連して当社とお客さまとの間で生じた紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

2022年11月1日 制定

1 本サービスの内容

(1) DR の実施に関する事前依頼メールの送付

当社は、お客さまに対して、DR の依頼を、DR 実施時間帯開始時刻の 30 分前までに電子メールにてお知らせします。

お客さまは、専用サイトにて DR 依頼の内容をご確認のうえ、DR の依頼に応諾する場合、DR 実施時間帯において、電気機器の操作等を実施していただきます。

なお、警報の発令や非常災害の発生等により、DR の実施のお願いを取り下げる場合があります。この場合も DR 実施時間帯開始時刻の 30 分前までに電子メールにてお知らせします。

(2) DR 実施量の算定および DR 割引

本要綱本文に記載のとおりです。

(3) DR 結果等のお知らせ

当社は、お客さまに対して、専用サイトにおいて、毎月、DR の結果等をお知らせします。

2 本サービスの利用料

本サービスの利用料は無料です。ただし、通信費用等、本サービスの利用に必要な環境を維持するにあたりお客さまに発生する費用については、お客さまにご負担いただきます。

3 本サービスの提供の停止

本サービスの提供のために必要なシステムメンテナンス、本サービスの内容更新その他の理由により、当社は、本サービスの提供を停止することがあります。

4 本サービスの利用禁止

お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、ならびに当社が必要と判断した場合には、当社は本サービスの提供を停止し、DR 割引の全部または一部を消滅させることがあります。

- ① 本要綱または諸条件に違反した場合
- ② その他不正行為があったとき、または当社がサービス利用者として不適当と判断した場合

5 本サービスの利用実績の消滅について

お客さまが本契約を解約した場合または本要綱に定める条件を満たさなくなった場合、サービス利用者の地位を失い、過去の本サービスの利用実績を専用サイトで確認することができなくなります。当社は、当該利用者に対する本サービスの提供を終了します。この場合、DR 割引は実施いたしません。

6 権利義務の譲渡等の禁止

利用者は、本規約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは承継させることはできません。また、相続による承継もできません。

7 個人情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報を当社が別に定める「個人情報保護方針」および「個人情報の利用目的について」にしたがって取り扱うものとし、本サービスの提供の目的で使用するとともに、当社の管理責任のもと当該目的の範囲において情報を当社が業務を委託する会社ならびに共同企画会社に提供し、利用させることができるものとします。

8 容量市場での活用

お客さまは、当社（当社の委託先を含みます。）が、本契約にもとづく調整力等を電力広域的運営推進機関が運営する容量市場「発動指令電源」に活用することについて、あらかじめ同意していただきます。

別紙2

資源エネルギー庁の令和4年度「電気利用効率化促進対策事業」にぼれぼれ節電プログラム（以下、本サービスとする）が採択されたため、本サービス参加により「国の節電プログラム促進事業」（以下、本プログラムとする）特典として下記ポイントが付与されます。

- 参加特典については、2,000ポイント
- 節電達成特典については、電力需給ひっ迫注意報/警報が発令された場合は40ポイント円を上限として当社指定単価と同額のポイント、当社が独自にDRを実施する場合（月合計24時間をDR上限時間とする）は20ポイントを上限として当社指定単価と同額のポイント

申込みにあたっては、下記の本プログラム参加条件をご確認いただき、同意の上、本プログラムへの申込みをお願いします。

（申込締め切り：参加特典2022年12月末日 / 節電達成特典2022年12月末日）

- 本プログラム参加にあたり、個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、契約番号、供給地点特定番号、本プログラムに係る実績等）を本プログラムの事務業務に必要な範囲で当社から電気利用効率化促進対策事務局、各一般送配電事業者へ提出すること。
- 不正に本プログラム特典を取得した可能性があると電気利用効率化促進対策事務局が判断した場合、電気利用量実績など参加状況が確認できるデータを当社から電気利用効率化促進対策事務局へ提出すること。
- 不正に本プログラム特典を取得したことが発覚し、特典相当額の返還要請を受けた場合に速やかに返還に応じること。
- 本サービス以外（当社および他社提供のサービス）にて本プログラムに参加された場合、参加特典は重複進呈されません。
- 本サービスにて冬の節電（2022年12月～2023年3月）に参加すること。
- 本プログラムへの参加特典については、1ポイントあたり1円として、2000円分を1月分電気料金より値引きいたします。
- 本プログラムの節電達成特典については、2022年12月～2023年3月までの間、「デマンドレスポンス（DR）サービス利用要綱」に基づき付与されること。